

山口県報

平成19年
3月30日
(金曜日)

目 次

訓令

- 山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令(広報広聴課).....
- 山口県職員研修規程の一部を改正する訓令(人事課).....
- 山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令(職員厚生課).....
- 山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令(学事文書課).....
- 山口県公印規程の一部を改正する訓令(学事文書課).....
- 山口県本庁内防火管理規程の一部を改正する訓令(管財課).....
- 告示
- 地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職に関する告示の一部改正(人事課).....



山口県訓令第八号

山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令

山口県広報事務取扱規程(昭和四十年山口県訓令第一号)の一部を次のように改正す

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

る。

第三条第一項中「出納局」を「会計管理局」に改め、同条第二項中「総合政策局政策企画課」を「総務部人事課」に改める。

第五条から第七条まで及び第九条中「総合政策局広報広聴課長」を「総合政策部広報広聴課長」に改める。

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

山口県訓令第九号

山口県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県職員研修規程の一部を改正する訓令

山口県職員研修規程(昭和五十七年山口県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「出納局」を「会計管理局」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県訓令第十号

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中、「山口県大島農地建設事務所」を削る。

第九条第一項中「及び国民文化祭推進室」を削る。

第十条第二項の表中

下関土木建築事務所

知事が選任した医師

を

下関農林事務所

知事が選任した医師

に改め、

下関土木建築事務所

知事が選任した医師

「、山口県立こころの医療センター」の下に、「下関農林事務所」を加える。
第十条の二第一項の表山口県産業技術センターの項中

政令第六条第四号の作業

ボイラー取扱作業主任者

を

政令第六条第四号の作業

ボイラー取扱作業主任者

に改め、同表山口県農業試験

政令第六条第五号の作業

エックス線作業主任者

場の項中、「山口県農業試験場」を、「山口県農林総合技術センター」に改め、同表山口県
林業指導センターの項を削る。

第十一条第一項の表中、「山口県農業試験場」を、「山口県農林総合技術センター」に改
める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県訓令第十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県公文書取扱規程（昭和二十八年山口県訓令第二十一号）の一部を次のように改
正する。

第四条中「総合政策局長及び出納局長」を「会計管理局长」に改める。

第二十四条第一項中「出納局」を「会計管理局」に改める。

別表第四永年に属する文書の項2中「財政課及び学事文書課」を「学事文書課及び財
政課」に改め、同項11中「出納長」を削り、同項13中「副知事及び出納長」を「及
び副知事」に改める。

別記第六号様式から別記第八号様式までの規定中「任彦畑」を「砂平崎岬」に改め
る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県訓令第十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県公印規程の一部を改正する訓令

山口県公印規程（昭和三十一年山口県訓令第三十七号）の一部を次のように改正す
る。

第二条第一号中「出納長印 副出納長印」を「会計管理者印」に改める。
別表第一中「出納長印」を「会計管理者印」に改め、

副出納長印	二〇	一	会計課長	
				を削

り、
八を
九に、「
学事文書課長 一個」を

学事文書課長 一個
政策企画課長 一個
に、
二 政策企画課長
会計課長 一個
を

一 会計課長
に、「二三」を「二二」に改め、

長 国民文化祭推進室 一個
を削る。

別表第三中「出納長印」を「会計管理者印」に改め、

副出納長印	一八	一	会計課長	小切手用
				を削る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県訓令第十三号

山口県本庁内防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁 中 一 般

平成十九年三月三十日

山口県本庁内防火管理規程の一部を改正する訓令

山口県本庁内防火管理規程（昭和五十年山口県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四号を次のように改める。

四 会計管理局会計課長

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。



山口県告示第六十五号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職に関する告示（昭和四十四年山口県告示第二百七十七号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

第一号中「土木技監」を削る。

第二号中「次長」の下に「企画監」を加える。

平成十九年三月三十日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）